

# 苫小牧市教育委員会會議録

|         |   |  |  |  |  |  |
|---------|---|--|--|--|--|--|
| 会議区分    | 苫小牧市教育委員会 第 17 回 定例委員会  |  |  |  |  |  |
| 日 時     | 平成 19 年 11 月 22 日 自 15 時 04 分<br>至 17 時 45 分                                |  |  |  |  |  |
| 場 所     | 苫小牧市役所 序舎 5 階 第 2 応接室   |  |  |  |  |  |
| 出席委員    | 委員長 吉本俊憲<br>委員 鈴木正樹<br>委員 佐藤郁子<br>委員 佐藤守<br>委員 山田真久                         |  |  |  |  |  |
| 欠席委員    |   |  |  |  |  |  |
| 會議録署名委員 | 佐藤(郁)委員   |  |  |  |  |  |
| 會議録作成職員 | 総務課総務係主事 上川裕樹   |  |  |  |  |  |
| 事務局職員   | 学校教育部長 澤田石綱紀<br>スポーツ生涯学習部長 今田和史<br>総務課長 照井進<br>総務課副主幹 池渕雅宏<br>総務課総務係主事 上川裕樹 |  |  |  |  |  |
| 會議案件    | 別紙のとおり  |  |  |  |  |  |
| 會議の経過概要 | 別紙のとおり  |  |  |  |  |  |

1 委員会開会の宣言（吉本委員長） …15時04分

2 会議録署名委員の指名（佐藤郁子委員）

3 報 告（山田教育長）

・先月の定例委員会以降、明倫中学校開校30周年式典、文化奨励賞の授賞式、決算委員会、緑陵中学校開校10周年式典、さらにウトナイ小学校開校式典・祝賀会など大きな行事が開催され、委員の皆さんにもご出席いただく機会が多くあり、感謝申し上げる。

(1) 給食の異物混入の問題について

・学校の方から、まち針の混入は給食調理や搬送段階ではなく、以前にも同じクラスで牛乳パックに針が刺さっていたということや、給食前の授業が家庭科で、当番が先に準備のために教室に戻ったことから、混入者が限定されているとの報告を受け、児童に対して教育的配慮のもと状況調査を行い、問題の背景・人間関係を把握し、今後の再発防止と安全確保、不安解消に努めるよう指導室が助言していたところである。

・こうした中、校長判断で全家庭に経緯をプリントで説明したが、約2週間後に新聞に掲載され、全国ニュースとなった。おそらく、該当する学級保護者への説明がないままだ時間が経過したため、対応を不満とする方からの通報があったのではないかと理解している。学校の気持ちや対応策が具体的に伝わらなかったこと、食の安全に対する軽率な対応などの課題があり、市教委としても助言が適切に生かされなかつたということで、誠に遺憾に思っている。今後ともこうしたことが起きないよう進めていきたい。詳細は後ほど室長から補足がある。

(2) 特別支援教育への市教委の姿勢について

- ・ 先般、このことに関して問題であるという記事が掲載され、若干誤解を生じる内容であったので、改めて委員の皆さんに市教委の見解をお伝えする。本市の特別支援教育の体制で、支援がまず必要な児童生徒は、基本的には管理職とコーディネーター、学年代表教諭及び養護教諭などで構成される各学校の校内就学指導委員会で定期的に協議され、市の就学指導委員会にあげられる。
- ・ 特別支援学校や特別支援学級で指導が必要な子どもは、保護者の了解の下に教育措置がとられるが、保護者の承認がない場合は経過観察となって普通学級に在籍となる。市の就学指導委員会はこうした学校からの報告を受けながら、特に経過観察の子どもについては個別の検査や保護者相談に当たるという役割を果たしている。
- ・ ただ、それより軽い、今話題となっている軽度発達障がいがあくまでも疑われるという児童生徒は、学校内の感触で把握していることから、市の就学指導委員会には報告をあげず、学校内で対応しているケースが多く、この数については、市教委の把握では各学校 1～2 名程度となっており、これらすでに措置されている子、経過措置になっている子・疑いのある子すべてが苫小牧での特別支援教育が必要な児童生徒となる。
- ・ 以前、国の予想していた約 6 %という数字がこれとは一致しておらず、本来 6 %という数値の根拠も示されていないことから、市教委としては 6 %という数値の部分については各学校の押さえということで、おおよそ連絡を取って聞いているので、実際その 6 %というのが何百名いるのか確認するような調査はしていないと答えたことが、消極的姿勢だといった内容になったものである。

・ 市教委としては、昨年から特別支援学級を全小学校に拡大する方針転換を図って整備に着手しており、今年度からは担当指導主事1名、専任相談員2名増員し、教員研修はもとより、学校間の格差がないよう8つのエリアプロジェクトに分けて情報交流や指導の強化を図っているところであるので、どうかご理解願いたい。

### (3) 決算審査特別委員会について

- ・ 決算審査特別委員会において、以下の質問・要望があり、回答した関係分について紹介する。

#### 《学校教育関係》

##### ① 学校図書館の充実と寄贈図書との関係について

学校内の図書の充足率が低い、予算金額が少ないということ、寄贈を受けた図書があるので、そういう寄贈された場合はその学校の図書費を下げて、他の学校に振り分けた方が良いのではないかといった質問があったが、寄贈というのはその時だけのことで、その寄贈は一巡するものであることから、その部分は考えないで行っていると答弁している。

##### ② はなぞの幼稚園、その他児童館などの3歳障がい児受け入れの拡大要望

はなぞの幼稚園の園児数が少ないとから、少しでも充実させるということで、障がいを持つ3歳児を受け入れてはどうか、他の児童館についてもどうかという提案があつたが、特に、はなぞの幼稚園の場合には、普通の3歳児も入園させていない状況で、敢えて限定したものを取り入れてしまうと、統合教育を実施しているものがなくなることから、実現は困難という答弁をしている。

##### ③ 給食費透明化のために学校給食会の公会計への移行計画

給食費のチェックを市議会で行うため、公会計へ移行してはどうかという提案があつ

たが、確かに給食費の未納などというのは公にされていないで、後で発表していることから、額の大きさが話題になるという問題点もある。ある意味では食材を購入する時の市会計であれば非常に小回りが効くということもあり、そういうメリット・デメリットもあるが、今後の検討課題という認識で、今すぐということではなく、方向を示していくということでご理解いただきたい。

#### 《スポーツ生涯学習関係》

##### ① コミセンの指定管理者導入と図書業務の手続き

コミセンの指定管理者導入に際して、図書館条例・規則などの改正の必要はないのかということが話題になった。他市町の中でも行っているので、市の考え方で良いのではないかというような見解を持っているが、これについては、今も若干どういうふうな形が望ましいのか検討しているところである。

・ 最後に、学力テストの結果の扱いについて、結果が各学校と市教委に届き、市教委として個人の結果はすでに返還しており、現在は学校ごとに検討している段階である。各学校の改善に生かすべく、12日に検討委員会を立ち上げ、本日の委員会に報告できる内容について検討を進めてきた。公表の有無も含めて後ほど協議していくので、よろしくお願いしたい。

#### 《村上指導室長より、給食異物混入について概要説明》

・ 10月19日金曜日、緑小学校の6年生の給食において、温缶のカレーの中にまち針1本が混入された。温缶のふたを開けて配膳準備を行う直前に児童が発見し、担任に伝えた。担任は残りに異物が含まれていないことを確認して、児童に注意を促して食べさせている。

・ その後、学校では校長・教頭を中心に調査を進めていたが、混入されたまち針が

家庭科の裁縫用具であったこと、まち針が混入された状況から調理中や配達中の混入は考えにくく、混入の原因を特定することができなかった。

- ・ 学校では再発を防ぐために、当該学級の児童の様子を見取るとともに、給食の準備及び給食の時間に教師を1名増員して、体制をとっているところである。

- ・ 調査を繰り返しても原因の特定ができないということ、正確な情報を伝える必要があるということから、10月24日に全児童の保護者に事件の概要とその後の対策を説明した文書を配布し、校長が全校集会で全校児童に命の大切さなどを指導するとともに、担任による学級指導及び学年指導体制の中で再発防止に取り組み、さらに11月5日には、当該学級の保護者に対する説明会も行い、1日も早い正常な教育活動の確立に向けて、保護者に協力を要請したところであった。

- ・ 今後も学校では、子どもの心のサインを見逃さないようにということで指導をし続けていくとともに、児童の規範意識を確立させる指導を徹底して、児童の安全確保と安心した学校生活になる環境作りについて、力を尽くすという考えでいるが、原因の特定が難しかったこと、人権に関わるデリケートな部分もあることから、細心の注意を払いながら指導していたところである。

- ・ 市教委としては、混入したまち針を取り除いて児童に給食を食べさせてしまったことなど、初期段階の本校の対応に問題があることを厳重に指導したところである。今後、学校における危機管理体制の確立と日常生活の在り方、学校の生徒指導体制も含めて徹底を図っていく考え方である。

(吉本委員長) はい。ありがとうございます。ただいま、教育長の方から4点ばかり、主な項目についてご報告に加えて、指導室長さんの方からもコメントがござ

いました。このことを受けまして、まず、学校給食の異物混入に関して、委員の皆さんからご質問あるいはご意見があれば、受けたいと思いますがいかがでございますか。はい。佐藤守委員さん、どうぞ。

(佐藤守委員) 学校の方で色々と対策をとって、今、子ども達は落ち着いた状態に戻つて<sup>いる</sup>ということで、その後の子ども達の様子を知りたいのですが。

(村上室長) 先ほどもお話ししましたとおり、1名配置して給食の体制は確立しておりますし、学年全体の指導も行っております。それから、その後の様子も含めて悩みアンケートや教育相談も適宜実施しているところです。

アンケートを終えて、この後、教育相談が進んでいく状況になると思いますが、そういう中で子ども達は落ち着いた生活をしているというふうに聞いております。

(佐藤守委員) ありがとうございます。

(吉本委員長) はい。よろしいですか。他の委員さん、何か関連してございますか。

(鈴木委員) 説明を受けて、生徒の動搖はないというような感じですが、何て言いますか、今、色々な事件が起きているのですけれども、必ず何かその後にそれと似たようなものが起きると非常に怖いなということがありますので、先生方も大変かもしれません、次の事故が起きないような体制をしっかりとっていただきたいなというふうに思います。

(村上室長) このことにつきましては、11月の校長会の際に、各学校できちんと指導することと併せて、道教委の方で危機管理マニュアルを作っているものを10月12日に配布していましたが、こちらをしっかりと見て、学校の体制を確立するようにということで指導をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(吉本委員長) はい。ありがとうございます。他にご質問・ご意見ございませんか。最後の生徒の規範意識の問題とか、危機管理の様々なマニュアルもあるということで、体制を確立していくけるという指導をしているということでござい

ますが、よろしゅうございますか。

(教 育 長) よろしいですか。マニュアルの中には、そういう異物や異常が見つかった場合は、食べさせないということになっているのです。それを食べてしまつたというところが問題で、残念ながら担任の先生の判断で終わってしまい、学校長等に連絡が来たのは食べ終わって少し時間が経ってしまったからでしたので、校内、集団で判断できないで行ってしまったというところで、道教委はなぜ食べさせたのかということがおかしいのではないかとう指摘がございました。

我々も今はそういうことを絶対にしないようにということで、必ず、温食の場合、1回残してもいいから他のものにすぐに代えられないかどうか、そういうことも含めまして、こういうことのないようにしていきたいと思っています。

(吉本委員長) はい。ありがとうございました。それでは、教育長の報告の1番目としての給食異物混入に関してはこれで終わらせていただきます。また何か後でご質問等がありましたら、加えて挙手をお願いしたいと思います。

では続きまして、教育長の報告の中でも特別支援教育の関連でのご質問、ご意見を受けたいと思いますが、何か、はい。佐藤守委員さん。

(佐藤守委員) 色んな障がいを持っている子の数に関しては、ある程度把握していると思うのですが、発達障がいの疑いのある児童・生徒の数というのが、その検討委員会等で見て、あの子が該当するとか、保護者と話し合ってということがあると思うのですけれども、入学段階ではわからなくとも入ってからわかって数が増えたような場合に、学校としての支援体制というのは、教職員の数も決まっていると思うのですが、特別支援の先生方というのは増やしてもらえるのかどうかお聞きしたいのですが。

(教 育 長) この教育をスタートしたわけですが、予算とか人員配置とか全くないままスタートしたのです。ただ、特別支援員については、今、交付税措置でも

ってということですが、その部分ぐらいしか対応がないと思っておりますので、苫小牧の場合はその支援員が確立されていませんから、若干課題だと思っております。介添人という形の中で苫小牧は市費でもって雇っていましたが、介添人は主としてはっきりと教育措置を受けている子ども達に対する指導ということですので、各学校におきましては今、手の空いている先生方が対応したりしていますが、やはり特別支援教室のような場を作り、誰かがいて面倒を見てあげるということは大事なことだと思います。それが今、仮に急いでできなくても我々が進めているのは、特別支援教室をどの学校にも置くことによって、そういう子ども達がもし何かあつた時には、そういう先生方も協力してもらえる。あるいは、その子に対して専門の目から見てもらえるということで、そちらの方を今、急いで予算付けしているものですから、教員措置の部分は、とにかく教員はつかないという状態で今、大変苦慮しているところでございます。

(村上室長) 教員をつけてほしいのですが、教員をつけるのは市の担当ではないので、例えば支援員がついたとしても、結局、週に何時間ぐらい行けるかわからない、どういう人が入れるかという状況の中で、もし入れるということになれば、この支援員の方がどういう役割を果たして、子ども達にどういう成果がある教育を施すことができるかということも併せて考えていかなくてはならない。

最初に先生と言ったのは、先生であればそんな必要はないのです。先生が入っていれば、授業していてその子を受け取って心を落ち着かせて指導させることができるのですが、支援員の方が例えば、授業をしていてと言われても私できませんとなると思うのです。そういうことがありながら、やっぱりそういう役割をうまく分担しながら考えていかなくてはならないということで、本当に人を配置してほしいと思いながらも、その使い方も色々あるという心の中では色々と葛藤があるところでございます。

(教 育 長) 何とも難しい話で、現場の実態でいきますと、例えば、この子はこの授業がいやになって飛び出してしまうとか、それをよしとして好きなことをさせていると逆に親はうちの子どもも教育を受ける権利があるのだから、なぜ、ほっておくのか、しっかりとそこに座らせて勉強させてくれというこ<sub>と</sub>とになって、この辺のギャップがあるのです。

学校はその子だけがいやになるのなら、別なことをやらせてあげようといつても、親の目から見たら、そんなことをしたら勉強遅れるでしょう、何かしてくださいと言う。

非常にまだ疑わしいという段階であれば、益々、対応が難しいという中で、一步間違うと人権問題にもなるということですから、非常に来る人にとつては、そういう意味でそういう対応を上手にやるには、良く知っている先生方が、そういう時には学校でよく昔は例えば、ブザーを押すと職員室から先生が行って押されて、やってくれるとか、そういう対応を今までずっとやってきましたし、今もやっている学校はたくさんあると思うのです。ただ、具体的にもっと積極的に進めているとやはり教員を配置してくださいと言うのですが、先ほどもお話ししたように、お金は一切出さないで、この教育を始めなさいという話ですので、少々大変なことを現場は抱えているということでございます。

(吉本委員長) 私の方から一つ、こういう障がいのレベルは様々に異なっている中で、保護者として自分の子どもはこういう状態にあるということを認識している人、ある程度認識している人はたぶん、教育指導のレベルというのは、それぞれの状態に合わせて的確に指導いただいていると思うのですが、先ほど教育長もおっしゃったように、自分の子どもの行動やその他諸々で、自分の子どもはこういう状態なのだということを学校側から保護者に対して十分に説明はされているのでしょうか、説明することと、その説明されたことを認知できる保護者、そのレベルというもののはずれというのも出てき

ます。これは、いつの時代でも、学校側と保護者との葛藤みたいなものが  
あるのだろうと思いますが、そういう子どもさんを持つ、保護者に対する  
教育といったら、言葉が悪いですけれども、これは十分なされていて、大  
半の人は認めてくれているのかどうか、この辺の実態はどうなのですか。  
ちょっと難しいかもしれないけれども。

(村上室長) 色々あると思うのです。というのも道のチェックリストとかありますが、  
やはり、落ち着きのない子とか、色々な子どもがいる中で、障がいがある  
かもしれないということは、チェックしながらいくのですが、そうした時  
に例えば親御さんには、結局、授業中落ち着きがなくて、あまり勉強しま  
せんよというようなことがあったとしても、その事実についてはそれぞれ  
話をされるのですが、例えばそれがもしかすると発達障がいの可能性があ  
るという場合は校内委員会に上がってきます。

そこで話し合いがされて、もしかしたらという可能性もありますし、発達  
障がいの場合は早く見つけて、指導が早い段階でていれば、大変に効果  
が期待される部分もあるのですが、そういう話を分けて、親御さんにはわ  
かるようにお話しをしている所でございます。

ただ、委員長おっしゃるように最初から色々な考え方があって、そんなも  
のは関係ない、うちの子どもは落ち着きがないだけだから、他も落ち着き  
がなかったから、お父さん自身子どもの頃、落ち着きがなかったので、そ  
れと一緒に色々な考え方があるので、それを無理強いすることはでき  
ません。ただ、そういうことがあるということについては、今回、こうい  
う委員会があったり、エリアの会議があったりすることによって、こちら  
にも相談員がいるものですから、巡回相談の中では、逆に親御さんの中に  
は大変心配されていて、相談員に直接電話をかけて来られる方もいるので  
す。うちの子、何か落ち着きないと言われたけれども、何かもしかしたら  
そういうことも可能性ありますかという相談も最近多くなってきたので、

そういうことの認知は少しずつ出てきているのかなというところです。

あくまでも、その色々と検査、調査してきちんと精査していかなければ、このことは大変難しい問題ですから、それにどう対応していくかというこの方がとても大事だと思うのです。そういう対応を今の体制の中でしていきたいというのが、このエリアプロジェクトですし、巡回相談なので、そのあたりをわかっていただきたいなという気持ちがあります。

(教育長) 非常に一人一人違うのです。この子は国語が大好き、漢字で普通の人が読めない漢字まで覚えている。ところが、算数はまるっきりやりたくない、体育、全然やりたくない、運動会の練習も一人で向こうの方で遊んでいるという偏りがすごくあるのです。それは親の目からするとうちの子、こんなに漢字が読めるでしょう、計算ができないけれども、心配ない電卓あるからという感覚でいけば、これを本当に障がいとして捉えるかどうかというのが、ある意味ではそちらの方を伸ばせば良いという見方もできるわけですから、非常に疑いがあると言っても、この疑いをどういう教育措置にしてしまうか、しまわなかいう中でとなると、どうしても時間経過で見ていかなければならないというのはあるのです。

偏ってくると、中学くらいになってから、今度はまさに勉強が難しくなってきますから、トータル的に言うとついていけないという問題が大きくなつて、そこで初めて教育措置をお願いしますという親もいらっしゃいますから、ちょっと時間をかける必要があるかなというふうに思います。

(吉本委員長) 今、ご説明聞いていて、やはり保護者側も非常に迷いがあって、この特別支援教育そのものが段々と世の中に行きわたり、色んなことで色々な事象を経験して時の流れの中で、こう変化していくのだろうというような感じはしますが、私の方からはそういうことで、あと関連してこの特別支援教育に関して何か。

(佐藤郁委員) 二つほど教えていただきたいことがあるのですけれども、それぞれのケー

スによって違うと思うのですが、モデル、一つの基準のようなものがあれば、比べる時に隣と比べるとか、お向かいと比べるというレベルではなくて、一つ基準があつて比べた方が説明もしやすいのではないかという想いで、それぞれの程度によって違うのでしょうかが、保護者の方の理解を得たり、また説明したりする時には苦小牧市のこれに関してはこのようにしていますとか、このレベルはこうですという説明を具体的にしないと自分の子どもを病気にしたがる親もいることは確かなので、たいしたことないと本人が言っているけれども、親は絶対に違うから特別に見てもらひなさいという親もいるみたいなので、ある程度の基準が明確になった方が難しいでしょから、幅があるようなものであった方が、比べる時にただ闇雲に比べるのではなくて、これと比べてどうかという基準にはなるような気がするのが一つと、そういう落ち着きのない軽度の障がいの生徒さんを見るというのは、教員ではなくて例えば保護者の中でボランティアみたいな立場で、ケースとしては学校にはないかもしれません、そういう子どもの面倒を見るのが上手だとか、見たいとか、そういうアシスタントのようことで配置するということは難しいのかということの二つ教えていただければ、私も理解がしやすいので、お願ひいたします。

(教育長) 市独自で基準ということではないのですけれども、道の方ではチェックリストというのがあるのです。これはもうだいぶ前から作られていて、朝の生活の状態からずっとこういうことができる、できないという形の中で、一つのそれを比較しながら、どこにそういう問題点があるのかというのはできると思います。それは各学校にいっていますから多分やっていると思うのです。

(村上室長) やっております。

(教育長) ですから、それとこれから時代はそういう子ども達はただお守りをしていたのかというとそうではなくて、個別の計画を持たなければだめだとい

うのが、これから考え方ですから、例えば、この子が予想される算数の時間、机の下に潜り込んで全くやる気がしないという時には、どんなことをするか。別室で好きな絵を描かせているとかいって、また落ち着いてから戻すとか、そういう個別の部分を学習の場面とか、給食の場面とか、人間関係の部分というのを立てて両方で見ていくと、当然、そういうのがあれば、親との話しも客観的に話ができるのではないかというふうに思いますが、そういう対応はどこでもやっているのではないかというふうに思います。あと今、ボランティア的にという部分で、ここが非常に苦慮するのです。つまり、プライバシーに関わる、うちの子どもがこういう状態というのを地域の方に見られるということが良いのかどうなのかということがあるから、地域以外の方とか、その専門の方とか、あるいは学校退職の方とか、そういう部分でボランティア、これは良いことだと思いますから、その辺は検討の余地はあるかなというふうには思いますけれども、拘束はあるからちょっと。

(佐藤郁委員) 難しいことなのですね。経験豊富な方で経験があれば良い、資格があれば良いということではないですけれども、よく理解して学問というか、勉強だけではわからないことの方が多いと思いますので、自分の時はこういうことがあったということがわかれば随分対応してくださるのではないかと思うのです。

周りの児童も生徒も一緒に勉強しなさいと言っても、それを理解しない保護者に育てられれば、やっぱり理解はしにくいと思うのです。そういう所に、全然、自分たちと関係ない人たちが入ってきて、色々と教えてあげるというようなことは、効果が良い方向に向くことが多いのではないかと思うのですが、ただ、どういう方が対応してくれるかというところで、まずはお考えがあれば教えていただきたいのですが。

(村上室長) まず、一般的に例えば、総合的学習もそうなのですが、命の授業も

今、17名登録しております。学校も地域のための参観日も作っていますし、学校評議員の方もそうですし、普通のボランティアの方、退職された方も来て授業をしていますし、学校の中に色々な方が入って来ているのです。けれども、この特別支援に関わっては、この子についての支援ということを例えば、そのボランティアの方にお願いできるかどうかというのは、個人情報の問題も先ほどありました。我々、教員は皆、守秘義務がありますから、そのことを喋っては免職になってしまいますので、そういうこともわかつてもらいたいながら、もし、その子どもについて指導することになれば、親御さんの理解も必要となってくることから、今、佐藤郁子委員さんのお話を聞いていて、良いけれども難しい部分もあるかなと思いながら考えていたのです。

(佐藤郁委員) そういうことをやっている学校はないのですか。

(村上室長) 一つは親御さんがついているものがあります。自分の子どもが心配ということもありますし、適切に対応してほしいという思いもあるようで、それから、私りますよと入ってきたりしていることもありますが、やはり、これは難しくて、そういう方は一週間この時間というわけにはいかないのです。誰でも良いというわけにはいかないので、一部そういう所がありながら、中々難しいところもあると思います。

(佐藤郁委員) 保護者の説明会とか、地域の方の理解を得るには、今のようなことを言えば言うということが第一だと思うのです。そして、こういうことがクリアできれば、特別支援の強力な理解者と協力者になるのだというのが、一つの考え方であるということを言つうことができれば、理解される、また、それに賛同する方がいらっしゃると思うのです。

私の仕事のことなのですが、特別養護からインターンシップとして入ってきた学生が1年おきぐらいに来ているのですが、苫小牧出身でありながら岩見沢の養護学校に行かなければいけないとか、そういう事情も教えてい

ただいてわかるのですが、まず、本人より保護者の理解の方が先なのです。  
もしも、わかつてもらえば、子どもに対してきちんと言ってくれる、説明してくれるというのがあるので、子どもに理解させて一緒にいる子ども達にもわかるようにというのも大事なのですけれども、保護者、周りの人々がわかれば、より本当に協力して理解してくれて色々な知恵を出してくれるものですから、そういうものが市の教育関係では必要なのだということを表に出すというか発表するのは、難しいことなのだろうかというような思いがあるのです。もしもそれがあって、また一つ何か解決の方へ進めば、それに協力を私はしたいです。守秘義務も守ります。子どもの人権も守りますという条件を満たす人が出てくるのではないかという想いがあって、伺ったのです。

(村上室長) 今、言ったことがすべてクリアされていけば、学校としては可能な部分はあると思います。

(佐藤郁委員) 今のままだと足踏み状態で、たぶん不満が溜まる一方ですので、何か形として出していければと思います。

(村上室長) 本当に特別支援については、まだ、この支援員のことをどうするか色々な問題があります。

(佐藤郁委員) まず、理解してもらうことから始まると思いますので、ありがとうございます。

(吉本委員長) よろしいですか。他に支援教育に関してのご質問がなければ、三つめの一の学力テストに関して。

(教育長) これは、後から協議の中で説明となります。

(吉本委員長) それでは、四つめの決算委員会、この件に関連して、この辺は私の方から新聞記事で先ほど後半でお話がありました、学校給食費の関係、これは決定ではないけれども、透明性をより高めるために、私的から一般会計に入れるとか特別会計に入れるという見出しを見た程度ですが、この辺も、

後で議論となるのでしょうか。

(澤田石部長) 今回、学校給食会の会計方式についてということで、議員さんの方から、質問がございました。前回ミートホープ事件の時の議会の中でも、色々と契約の在り方、業者の選定の在り方、それから未納の問題、組織体制の問題、こういう事件に対して、どう組織として学校給食会が動けるのかということ全般を含めまして、先の議会で質問があり、私の方で学校給食会の組織そのものも含めて検討しますということで答えてきた経過があり、今回、決算委員会の中で、給食費の未納や先の議会での答弁も含めて、給食会計を公会計にしてはどうかという質問がございました。

青森市へ議員団が視察へ行かれた時に、青森市の方ではすでに実施していると、私の方でも道内の各市の状況を調べたところ、10市ほどが特別会計、あるいは一般会計の中で、いわゆる公会計として会計を扱っていると、いうことでございます。

基本的に、文部科学省の方としては、私会計でやっても公会計でやっても各自治体の判断に任せますということで、今まで、私どもとしては、食材の購入という観点から、機能性が発揮されやすいということ、買う際にも色々と栄養士の考え方で色々な食材を買えるということから、私会計でやってまいりました。

ただ、今回、こういう事件も含めて、さらに未納という問題も考えますと中々、これ以上私会計という公にされない形の中で、会計をやっていくといふのは如何なものかという判断で、財政当局等とも色々話しておりまして、将来的には公会計として整理をしていく必要があるだろうという話をしておりました。それで、具体的にいつということがございましたものですから、平成20年度中に実際、どういう形の公会計方式がとれるのか、それから組織の在り方も含めて、調査・検討をしたいと考えております。

ただ、これにおいても、18年度から始めました口座振替システムの移行

とか、給食会が抱えている職員の処遇の問題も含めて、かなり大きな課題を抱えながら、できるだけそれ以後の早い時期に公会計の方に移行したいという考えを述べてございます。

(吉本委員長) はい。どうもありがとうございました。記事を見た程度で申し訳なかったのですが、この組織論やら、澤田石部長さんのように公か私かの会計の類とか流れがどういうふうになっているのかというのが、今、ご説明いただいたので良くわかりました。

今後の推移とか議会の意見もあるでしょうし、これから、それに合わせて対応していくということになるのだろうと思います。

#### 4 議案審議

##### 議案第1号 教育費補正予算について

(澤田石・今田両部長より 所管分補正予算案 提案説明)

##### (1) 教育費全体：52,110千円の補正

- ・歳入については、別添資料参照のこと

##### (2) 教育総務費：4,108千円の増額補正（澤田石 学校教育部長）

- ・教育指導費：東小・啓明中・明倫中の第35回マーチングバンド・バトンワリング全国大会出場助成金に伴う負担金補助及び交付金4,108千円の補正

##### (3) 小学校費：24,400千円の増額補正（澤田石 学校教育部長）

- ・学校管理費：来年4月から錦岡小・泉野小・豊川小に特別支援学級教室を設置することに伴う工事等で24,400千円の補正

(4) 中学校費：10,100 千円の増額補正（澤田石 学校教育部長）

- ・ 学校管理費：来年 4 月から弥生中からの分離という形で啓明中に特別支援学級教室を設置することに伴う工事等で 10,100 千円の補正

(5) 社会教育費：100 千円の増額補正（今田 スポーツ生涯学習部長）

- ・ 社会教育総務費：苦小牧市美術館建設基金への指定寄付に伴う 100 千円の補正

(6) 保健体育費：13,402 千円の増額補正

- ・ 保健体育総務費（今田 スポーツ生涯学習部長）：小・中・高校生の各種体育大会遠征の増加による遠征費助成金の 9,902 千円の補正
- ・ 給食共同調理場費（澤田石 学校教育部長）：第 1 学校給食共同調理場ボイラー改修工事に伴う工事請負費の 3,500 千円の補正

— 原案通り承認 —

議案第 2 号 「苦小牧市立小中学校設置条例」および「苦小牧市スポーツセンター条例」の改正について（照井総務課長 概要説明）

- ・ 近々、区画整理事業の沼ノ端鉄北地区の換地処分に伴い、換地処分の公告のあった日の翌日から、「苦小牧市立小中学校設置条例」内の拓勇小学校の位置を「字沼ノ端 202 番地の 2」から、「拓勇東町 4 丁目 8 番地の 1」に、「苦小牧市スポーツセンター条例」内の苦小牧市沼ノ端スケートセンターの位置を「字沼ノ端 187 番地の 3」から、「北栄町 3 丁目 2 番地の 3」に改正するもの。

— 原案通り承認 —

議案第3号 苫小牧市学校給食共同調理場運営審議会委員の構成の変更について

(澤田石 学校教育部長より 概要説明)

- ・ 現在、苫小牧市学校給食共同調理場運営審議会委員は条例で12名以内ということ  
で規定され、現在の構成は11名ということになっている。
- ・ そのうち、9月7日に1名の委員さんの任期が切れ、新たに委員を選任するにあた  
り、苫小牧市の自治基本条例等で、原則的に審議会等においては公募による委員を  
加えるということで、今回、2名について公募という形で進めていきたいと考えて  
いる。
- ・ 応募資格は苫小牧市内に居住している高校生・市議会議員・市職員を除く18歳以  
上の方、任期は平成20年2月7日から平成21年2月6日までの1年間、会議は  
年2回以上、報酬は会議1回につき8,100円。
- ・ 応募方法は苫小牧市学校給食共同調理場運営審議会委員申込と明記し、住所・氏名・  
生年月日・性別・電話番号・職業・志望動機、未就学の子どもの保護者の場合はそ  
の子どもの年齢、市の審議会、委員会の委員等の経験のある方はその略歴を記載し  
て、学校給食について考えることを600字から800字程度にまとめた作文とと  
もに、応募締切本年12月20日までに、直接郵送またはEメールで提出してもら  
い、給食調理場の職員がその内容を精査した上で、点数をつけて選定したいとい  
ふうに考えている。

— 原案通り承認 —

## 5 協 議

### 第1号 全国学力・学習状況調査のポイントについて

(村上 指導室長 概要説明)

- ・ 全国学力・学習状況調査の結果は、11月上旬に各学校で受験した児童・生徒に、個人票及び個人票の見方を配布している。内容は、問題とその児童・生徒が正答であったか誤答であったか、全国での正答率が記載されている。
- ・ 市としては、11月12日に前回の教育委員会で承認された第1回の検討委員会において調査・結果の分析を進め、序列化を生むような公表をしない、実施したことの説明はしなければならない、あくまでも学力の一部分であるということをふまえて、この度、調査結果の概要を別紙資料のとおり作成した。
- ・ 文部科学省からは、文部科学大臣のコメントとして、「児童・生徒の基礎的・基本的な知識技能の習得や学習意欲の状況については、全国の教員の日々の教育指導が一定の成果を上げつつあることがうかがえます。しかし、一方では児童・生徒の知識や技能を活用する力がまだ十分身についていないこと、正答の状況に一部ばらつきがあることなどの課題が見られたことは、真摯に受け止める必要があるとも考えております。今回の調査により測定できるのは、学力の特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面に過ぎません。この結果に一喜一憂することなく、児童・生徒一人一人の力をつけることに引き続き取り組んでいく必要があります。」と出されている。
- ・ 別紙資料について、調査の概要として、調査日時、調査を実施した小中学校別児童生徒数で苫小牧市と北海道の数値が記載され、苫小牧市ではすべての学校が実施した。この他、調査の対象学年、調査の内容が記されている。

- ・ 次に、調査結果の概要、学力に関わる結果として、全体の傾向については、基本的に全国・全道と比較して同様の傾向を示している。特に市独自の課題があるとは言えない状況である。心配されていた学力の二極化、できる児童・生徒とできない児童・生徒がいるような部分も見られなかった。ただ、算数や数学Aの一部の領域で正答率に少しばらつきがみられる部分がある。
- ・ 学習到達度の状況における課題ということで、小中学校それぞれ4点、課題ということで、特に中学校の数学の活用に関する問題で、問題解決の構想とか、結果の振り返りとか、証明の評価・改善というのは考える力なのですが、これは全国的にも全道的にもかなり低い部分がありますが、同じことが市でも言える状況であった。
- ・ 次に、調査結果の概要、生活状況に関わる結果として、児童・生徒質問紙調査の中でも全国・全道と比較したことでの特徴的なことを6点掲載している。朝食を毎日食べている児童・生徒の割合は、全国・全道と比べると少ないが、早寝・早起きや自立して生活する基本的生活態度というのは、全国・全道に比べて大変高く、自立した子どもの姿が見え、生活基盤はそれほど悪くないと感じている。さらに、将来に夢を持って現実に甘えることなく、難しいことにも失敗を恐れずにチャレンジするという点でも良い傾向が出ている。それから、スポーツ宣言都市であることから、スポーツに興じて元気で明るく、外で遊ぶような子どもらしい一面も見て、総合的学習なども含めて体験的な活動にも積極的に参加している状況である。ただ、家庭で勉強しない、テレビゲームやインターネットに興じる割合が高い、地域への関心の低さが課題と考えている。
- ・ 学校の取組状況、学校質問紙調査の結果を見てみると、朝読書や読み聞かせなど突出して取り組んでいること、地域や家庭に開かれた学校として取り組んでいること、少

人数や習熟度別学習などに取り組んで成果を上げている。一方で学習意欲や学習態度、規範意識に少し課題を抱えている状況が見られた。

- 今後の予定については、より具体的に結果を分析し、各学校における指導の改善をする必要があるので、本市の検討委員会で分析した結果について、各学校に知らせるとともに、各学校では指導力の向上、指導改善に向けた具体的取り組みということで、現在、取り組んでいるところである。
- ここで、この調査の結果について、各学校を通じて、児童・生徒に配布してよろしいかどうか、審議していただきたい。

(吉本委員長) 今、指導室長さんの方から、お手元にある資料、調査の概要から始まって特にこの辺は調査結果の概要、学力に関わる結果ともう一つは生活状況に関わる結果ということが主たる内容になるかというふうに思いますが、これを全小学校及び中学校の生徒に配布してよろしいかということですが、この中身、もし出すとなれば、これはストレートにこのままということになるのでしょうか。

(村上室長) ストレートに出したいと思っているのですが、まずい所があれば、言っていただければ修正いたしますので。

(吉本委員長) どうでしょうか。まず、鈴木委員さん。限られた時間ですが。

(鈴木委員) 今、説明を聞いていますと、これは全体的なことで、個人個人のそういうことがない情報なので、私は構わないのではないかと思います。

(吉本委員長) 佐藤郁子委員さん、どうですか。

(佐藤郁子委員) 強調したい所を太字にしてみたらどうでしょうか。家庭学習とか、そういう所をちょっと太字で、反感買うでしょうか。

(吉本委員長) 佐藤守委員さんはどうですか。

(佐藤守委員) 問題ないと思います。

(吉本委員長) よろしいですか。私もご説明を聞いていて、これを受け止める子ども達はもちろんですが、保護者も当然、多くの方が関心を持たれていると思うのですが、この中で子どもの果たす役割と保護者の担っている部分、ある程度、関連もしてくる部分もあると思いますが、インターネットやテレビゲーム、DVDで遊んではだめというような世界をやはり家庭教育の中で、保護者も認識してもらえばと思いますし、私も皆さんと同様異議ありませんが、そういうことでよろしいですか。(一同「はい。」の声)

(村上室長) もう一点、児童・生徒に配布してよろしいということでしたので、ホームページの方にも、概要を載せても構わないでしょうか。教育委員会ということで出したいと思いますので。

(吉本委員長) 良いじゃないですか。ホームページ。よろしゅうございますね。(一同「はい。」の声) そういうことでお願い申し上げます。

(教育長) 学校ごとに先ほど検討しているとお話しいたしました。市教委がこれを出すのを各学校は待っているわけです。これを基に、自分の学校の分析を合わせる形で親向けに出すという動きにこれからなっていくと思います。時間的には、どれくらいのばらつきがあるかわかりませんが、おそらく少しの間、学校によっては日にちが違うかもしれません、出てくるということでご理解いただきたいと思います。

## 第2号 「総合型地域スポーツクラブ」について

(佐々木スポーツ課長 概要説明)

- ・ 佐藤守委員より、国の振興計画の一環として進められている総合型地域スポーツクラブの設立について、市教委の今後の予定についてということで、問い合わせがあ

ったので、この場で説明したい。

- 市教委としては、平成15年から18年まで体育指導委員会を中心に設立の準備を進めてきたという経緯があり、まず、総合型スポーツクラブについての専門家を招いての研修会を開き、その中で講演をいただき、総合型スポーツクラブとはどういうものなのかという理解を深め、模擬的な総合型スポーツクラブを作つてみる研修を行つた。
- その中で、糸井鉄北地区をモデルケースとして設立に向けての準備をしてきたものの、平成18年5月に体育指導委員会として設立は困難だということで、断念した経緯がある。
- 市教委としての取組が進まない中、沼ノ端地区の方でスポーツクラブを立ち上げたいという機運がありまして、今年の4月、北海道体育協会の方へ申請したが、平成19年度応募分から新たに平成18年度の時点で総合型スポーツクラブが未育成の市町村に該当という条件が加わり、平成18年度の時点で、糸井鉄北地区で体育指導委員会が設立の準備をしていたことが、未育成ではなく、準備中というような判断になり、申請が受け付けてもらえなかった。
- 苫小牧市においては、創設準備中というのは、断念した段階でもうないということを文部科学省に説明したが、平成19年度については受け付けてもらえなかつたということで、その辺のことを進めながら、平成20年度に再申請するという予定である。
- 2点目の現存する各地域で市内8地区に分けて行つておるスポーツフェスティバル等を実施している地域・組織との関係についてということで、この組織を総合型に

発展させることはできないのかという点について、実際にそういうことができないかということで、模索していた時期もあり、まずは総合型スポーツクラブというのは活動の拠点があること、会則があつて個々の会員が会費を支払って運営するという概念があり、現在、8地区のスポーツフェスティバルも市からの補助金があり、<sup>(6)</sup>町内会からの負担金もあるという格好で、8地区でその年のフェスティバルの運営委員会みたいなものを立ち上げて運営している組織であるので、実際にそのまま総合型に移るというのは困難で、かなりの組織運営の変更が必要ということで、今のところ、これから移行ということは想定していない。まずは、沼ノ端地区で認定してもらうということが重要で、そのような取組みをしていきたいと考えている。

(吉本委員長) はい。ありがとうございます。今、スポーツ課長さんからご説明があったわけですけれども、総合的な地域スポーツクラブというのを設立するにあたって、19年度ですか、中々承認を受けられなかった。具体的に沼ノ端地区で再申請したいという要望が強いということですか。

(佐々木スポーツ課長) 19年度に申請したのですが、19年度から設立準備中の団体がない所に限るということで、少し準備したものが設立準備中と見られてしまったものですから、受け付けてもらえなかつたのです。

そこで、そうではないと何度も折衝したのですが、19年度は見送られた経緯がありますので、20年度に向けて再申請をしたいということです。

(吉本委員長) 再申請を平成20年に入られてからしたいということですね。今後、そういう形で、総合的な地域スポーツクラブというのは、中々、条件が今、ご説明ありましたけれども、様々な地域を挙げての協力体制も必要だし、色々な会則とおっしゃっていましたか、決まり事も様々なものがあるのでしょ。それでは、佐藤守委員さん、どうですか。

(佐藤守委員) よろしいですか。私も地域のスポーツ8地区の中で1地区の中にはいってないので、色々、途中の経過を若干は聞いていたのですが、平成18年5

月に糸井鉄北地区で断念した理由というのが何だったのかと、沼ノ端地区でクラブ設立の機運が進みということで、これはどこが中心となってやらされているのかと、今後、この総合型スポーツクラブというのが、今の8地区はこのまま現存して何か進めていくというお話をされたのですが、他の地区でも、これはたまたまモデル地区としてやるのか、色々な地区にもこういうものを進めていくのかどうか。その中で8地区が競合する部分が出てくるのではないのかなと思うのです。同じ拠点を作つてやるということとその地区に関わった人が総合型スポーツクラブの設立にも加わっていくし、体育指導員の人も入ってくるのかと思うのですが、その中で、この現存する8地区は残しながら、総合型もやるということが重なったりして、うまく進むのかという懸念があるのです。その3点をお聞きしたいのですが。

(佐々木スポーツ課長) 糸井鉄北地区が断念した経緯ですが、活動の拠点が中々一定にできない、イメージとしては日吉体育館を活動の拠点にできないか、学校開放事業で学校を使って活動の拠点にできないのかなどがあったのですが、端的に申しまして、その中で、必ず中心になって設立に向けて多大な力を払う方が難しかったことがあるかと思います。

沼ノ端地区で何が主体となっているかということですが、陸上競技の子ども達のクラブがあり、そこに熱心に指導されている方がいらして、その方が是非、大型に発展していきたいということで取り組んでくださっているということでございます。

8地区と総合型が重なってしまうのではないかということですが、一舉にその総合型というイメージといいますか、活動の拠点があつて会則を定めて、会員の会費でということに加えて、もう一つ多種目で多世代が交流できるということであるのですが、そこで多種目ということにこだわりますと、すごく難しいと専門家の方は言つていて、単独種目でもある程度競技力の高い人と低い人が交流し合うというイメージで、まずは多種目で

なく多世代でやるのが無理なく立ち上げられるということは、言わざるところです。そういう概念で、8地区のスポーツフェスティバル、言つてみれば町内会中心に、その町内会がいくつか連合しまして、今年についてはどんな種目でフェスティバルしましょうかということで、単年度完結というイメージがありますので、多少、人的には参加される方は重なる方がありますけれども、その運営とか活動とかは少し異質かなと理解しているのですが、そのようなところでございます。

(吉本委員長) どうですか。佐藤守委員さん。

(佐藤守委員) 沼ノ端地区の総合型スポーツクラブ、先ほど言った陸上競技であれば、拠点というのはどこになるのですか。

(佐々木スポーツ課長) 公園に直線ですが、全天候のトラックがあり、そういう所で活動するとか、沼ノ端という地区は昔から住んでいる方が多くて、町内会館などで確保できるようございます。

(佐藤守委員) 体育指導員という方は、そこに関わってくるのでしょうか。

(佐々木スポーツ課長) 沼ノ端のことに関しても、8地区のことについても、体育指導員の方は関わっています。

(佐藤守委員) わかりました。

### 第3号 「留守家庭児童会」と「放課後子ども教室」について

(西野 青少年課長 概要説明)

- 佐藤守委員から留守家庭児童会と放課後子ども教室について質問がありましたが、放課後子ども教室については、平成19年度から文部科学省の事業として実施されているところであるが、苦小牧市については、平成20年度から放課後子ども教室を立ち上げ、対象は全小学校対象ということではなく、平成21年度までの試行と

いう形で2校程度を考えている。

- ・ その2校を選ぶため、空き教室の調査を実施したが、苫小牧の小学校については、空き教室が少ない現状であるため、放課後子ども教室を実施する場合、特定の教室がなければプレイルームとか実施する日によっては使う場所が違うということになる。学校によっては特定の教室を使える場合もあるかもしれないが、もしなければ実施する日にち、平日に週1回、月2回程度の土曜日に子ども教室を地域のボランティアの方を対象に実施していきたいと考えている。

- ・ 特別支援教育との関係については、特別支援教室の方が優先となる。実施する2校が決定したら、その学校の1年生から5年生を対象にアンケート調査を実施し、その結果により、参加する児童が極端に少ない場合、平成20年度の実施について、実際に行うかどうかの一つの判断材料になると思っている。現在、アンケートの内容について内部で協議しているところである。

- ・ 留守家庭児童会について、大きく変わる点は、平成22年から特例で認められる200日開設が廃止され、250日以上開設しなければ補助の対象とならなくなる。現在、16の留守家庭児童会と児童クラブがあるが、若草子どもクラブを除くと、およそ年間205日程度の開設しかしていない状況である。そこで、夏休み・冬休み・春休みについては現在、小学校5校でホリディクラブとして開設しているが、これを実施しても250日にはならないということで、その上で土曜日も開設しなければならない状況である。16すべての留守家庭児童会で250日以上開設するというのは、指導員の数などの問題が出てくるので、22年度までにどうするのか、内部で協議していきたいと考えている。

(吉本委員長) はい。佐藤守委員さんの提出あった関連ですが。

(今田部長) 現実に、放課後子ども教室についても、まだ、文部科学省が今回こういう形で実施すると指針を出していただいたのですが、22年に大幅改正があると言われているのです。この近辺の自治体の方にお話しをしましたら、その時に考えたら良いのかなという自治体が逆に増えてきているということで、我々も今、青少年課長が申し上げましたように、アンケートを実施させていただいて、その中身を1年生から6年生まで全員ですから、週1回、月2回土曜日と実施した場合に果たして親御さんが放課後、すぐに帰って来なくていいよ、いなさいよって言うかどうかということなのです。東京辺り、横浜・埼玉などの例でいきますと、むしろ安全性だけの問題も含めて、逆に100人規模で溢れてしまって、今度は留守家庭の子ども達が逆に入れなくなって、留守家庭は留守家庭でどこかへ出てしまおうというようなトラブルもあったとテレビで言っておりましたが、少し課題が多くて、我々も留守家庭児童会を今までやってきた経緯もあるものですから、これも集中してやっていかなくてはならないですし、250日をきちんと守らなければならない。そうすると土曜日も開設する、場合によっては現在4月1日の入学者関係は、入学式以後しか入れなかつたものが、厚生労働省では4月1日からすぐに学校に入れなさい、留守家庭として預かりなさいという内容も来ているので、当面は留守家庭児童会の方を我々は整理しながら、ただ、文部科学省も言っておりますので、一つのアンケート関係も確かめながら、試行をさせていただいた中で、どういう形で範囲を広げるか、22年を待った形の上で全体でやれるのはどれかという課題を残しているのは事実です。

(吉本委員長) いいですか、単純に留守家庭児童会はわかるのですが、この放課後子ども教室が少しオーバーラップしてわからないのです。

(今田部長) 留守家庭の場合は、1年生から3年生までの共稼ぎの家庭で家に帰ってもお父さんお母さんがいないという子どもで、放課後子ども教室というのは、

別に共稼ぎでなくても、とにかく居たければ、居場所をそこに作るということで、対象も1年生から6年生までということです。

(教育長) いわゆる登下校の子どもの安全、この問題があるものですから、学校に残っていて、今までだとバラバラに帰ったものが、<sup>いる</sup>残りたい人は残っていて、親が迎えに来るということで、学校に安全な居場所を作っていくという一つはそういう方向。もう一つは、ここに残しておいて補習・予習・勉強させることによって学力を高めようという国の方針なのです。少しでも学力向上策をという施策の中で出てきたものなのです。

ところが、この前のテレビ、クローズアップ現代をご覧になった方がいらっしゃると思いますけれども、ものすごい数の子どもが残るのです。もう教室の中で40人もいて、汗だくで子どもがぐちゃぐちゃになっているのです。それで、質が下がってしまったということで、親は私立のそういう所に預ける。そうしたら、送り迎えまでしてくれるのです。夜の10時に自宅に車で着くと、お母さんが家で子どもをお帰りと言って待つという状態になっているのです。その代わりものすごく料金が高いです。ですから、こちらの方も何か二極化してきています。

苫小牧の場合は、空き教室がそもそも足りないという問題もありますし、非常に今、微妙な問題も抱えていますので、試行的にどうだろうかというプランの中で考えているということです。

それから、室蘭辺りでは学校児童館という言い方をしまして、これから児童館を作らずに、学校そのもので残っていて遊ばせます、しかも経営・運営はNPOとか指定管理者でやらせますという方向に動いているのです。色々、やり方は違ってきます。

(今田部長) ですから、教育長も申し上げましたが、学習にポイントを置くと、親御さんは残りなさいと言ってしまいますので、その辺のきちんとした説明をして万能ではないということを親御さんに理解していただかないと、予習・

復習・学習その家庭教師がいて、そこでやっているという誤解を与えますと本来の趣旨と少し違う部分になるので、そこは原課に対してあまり過度の期待をさせるようなアンケートではなくて、きちんとした公正な立場で調査を行ってほしいという指示をしております。

(吉本委員長) どうですか。

(佐藤郁委員) お母さん達のストレス解消のために受け入れるというのも、何か妙な感じがしたのと、留守家庭児童会と活動が違うので、比べられるとはっきり言えないというのもあるのですが、誰でも受け入れなければならない状況になってしまふのですね。お母さん、お友達と会うから居なさいとか、そういうのも全部含まれるのですね。

(今田部長) 理由は問わない。登録ということですから。

(教育長) ましてや学習となれば、先生をどうやってここに入れるという問題も出てくるのです。学校の先生は勤務時間外になりますからできません。

(佐藤郁委員) 大都市であれば、私立と公立と分けて、お金のあるなしで二極化する可能性もあるのでしょうか、あまり大きくない街だとこれは難しいですね。真ん中となるのも難しいですし、基準設けるのも難しいですね。

(教育長) 検討課題ということで、少しずつ検討させていただきます。

(吉本委員長) 佐藤守委員さんからの意見、どういう実態になっているかというお問い合わせだと思うのですが、こういうことで理解いただいて良いですか。今の段階でこういうようなところです。よろしいですか。

(佐藤守委員) はい。ありがとうございました。

#### 第4号 第1学校給食共同調理場の建て替えについて

(澤田石 学校教育部長 概要説明)

・今までPFI事業の関係等で建て替え等の話を概略で報告申し上げたが、時間が経っているので、PFI事業をスキームで図式化したもので会社としての在り方について、上が金融団、その隣右側が出資者とコンソーシアム構成企業ということで、その下に株式会社の特別目的会社SPCという学校給食サービスと仮称になっていきる。まず、この出資者が特別目的会社を作るということから始まる。この会社に対して、金融団が資金調達という名目で事業に対する融資契約を行い、合わせて、各会社の出資者がそれぞれ出資金を出してこの会社が立ち上がる。この会社は、市と給食事業に関わる特定事業契約を交わし、15年間の賃貸料・委託料を市が支払って給食事業を行っていただくということになる。

・設計管理の委託契約については設計会社で、建設請負契約については建設会社で、それから主に調理業務が主体となるが、維持管理運営については維持管理運営会社というそれぞれ3つの会社がこの特定目的会社、給食サービスとの請負契約・委託契約を交わして設計・建設・運営をしていくという形で行われる。この特定目的会社が苫小牧市と事業契約を交わして運営していくという一連の流れになる。

・苫小牧市は最終的に建物が建って管理運営される段階で、BT0所有権移転ということで、建てたものについては最終的に所有権を移転し、市の所有物となるので、市の管理施設という形になる。さらに、金融団と苫小牧市は金融協定を結ばなければならぬということで、この会社に対する財源の裏打ちの協定を結ぶという形で行われるのがPFI事業という一連のものである。

・このPFI事業を行う際に、今年の春、PFIの可能性調査を委託し、バリューフォーマネーが14.6%、約11億7,017万円の削減効果が見られるとの報告をいただいたが、従来方式での試算について、入札結果によっては減少する可能性もあるが、この可能性調査報告書には一切触れられていないため、この約11

億7千万円というのが絶対でないということを理解していただきたい。

- 教育委員会において承認された検討委員会の中で、このバリューフォーマネーを算出するにあたって、その削減額の主な要因で、建設費の当初縮減率の15%、3億4,194万2千円について、先進都市の実施例から調査会社は見込めるとしていたが、実際には、民間資金による金利差やPFI事業にかかる税金、アドバイザリー委託契約費などがこの中に入っておらず、こうした金額をPFIの負担として発生する金額を加味すると、3億4,194万2千円が1億9,760万円に下がり、縮減率の15%は上限で、仮に下の10%とすると、1,050万円にしかならぬことがわかった。

- さらに、調理の入件費が可能性調査では、14.6%の8割、9億3,600万円削減できるとなっていますが、これについて、職員の構成比を直営方式で見た時に正規職員を50%、臨時職員を50%に対して、PFI事業は正規職員が35%、臨時職員が65%ということで対比した数字になっている。これを直営方式で正規職員が35%、臨時職員65%とPFIと同じ条件にしたとき、先ほどの建設費の当初縮減率15%を10%にする、PFI事業にかかる費用を加味した結果、当初の14.6%から4.7%まで下がることが現段階で判明した。

- そうしたことから、実際に調理を含むPFI事業を学校給食共同調理場運営審議会における答申の関係もあるが、もう一回見直す必要があるのではないかということ、審議会の方でも調理を直営としてはどうかということが出ていたので、PFIだけではなく、民間委託ということも考えられるので、PFI事業の再検討をするという考え方が出されている。

- さらに、PFI事業は15年間という長期の契約になるので、調理の問題、人間の

問題も含め、途中で問題が発生した場合のリスクが大きいのではないか、地元企業も参加できる事業として、PFIでは全国規模の募集となるため、非常に難しい。

- ・ PFI事業が複雑に事業が構成されている中で、我々が要求水準<sup>歩</sup>という形でアドバイザリー契約を交わして、我々が提案したことに対して、事業者が果たして要求どおり提案を受け入れて、新たな事業として組み立ててもらえるのかどうかということを考えた場合に、第1学校給食調理場が平成22年ぎりぎりでもたせるのに四苦八苦している状況で、時間的に平成22年度以降に改築計画がずれ込めば、厳しい状況になるということも含めて庁内検討委員会で、基本的に、調理を含むPFIを行わない、建設と調理を分けて検討するとか、あるいはそうした場合に調理を含まない建設計画のPFI事業ができるのか、それから、調理業務の中ででは、直営をした場合とPFI事業と関係なしに民間委託をした場合とどう経費削減が図れるのかを検討してきた。

- ・ 実際に一番大きい部分である調理業務に関して、現在の直営方式の形で、給食配達業務や食器等の回収、施設の維持保守点検が一部委託されているが、ほとんどの項目については、市が直営で市の職員35%・臨時職員65%で事務方10名、調理員48名の構成で行われる場合とPFIを含めて、献立から給食費の管理まで市の職員が行い、給食の下処理から施設の維持保守点検管理等まで民間委託として、市の事務方9名と直営方式と同様の正規・臨時比率の調理員48名の構成で行われる場合と比べた表を参考までに添付している。

- ・ ウェット方式とドライ方式の施設の違いについて、動線を含めて記入しているが、現在の第1学校給食共同調理場のレイアウトがウェット方式で、新たに建てる共同調理場の例となっているのが、ドライ方式である。調理の方式の違いについては前回の定例委員会でも説明しているが、ウェット方式では、一人の栄養士が調理室全

体を把握することが可能だが、ドライ方式は部屋が仕切られているため、一人の栄養士では全体の把握ができず、管理する人員を増やさなければならないことから、当然、人件費がかかってくるので、効率的な運営の中では難しく、こうした中で人的な配置も含めて、考えなければならないが、近々、庁内検討委員会で結論を出すことになると思うので、各委員の方で、意見・協議していただきたい。

(吉本委員長) ありがとうございます。非常に大きな問題でもあるし、従来、議会の方からは、PFIに関しての考え方に基づいた色々な調査・研究を進めていたというのは、ご承知のとおりだと思います。

その中で、このPFIの一つの手法を用いた形のSPC、特別目的会社ということでのバリューフォーマネーという財政負担低減のための手法ということで、今、澤田石部長の方からご説明があったとおりでございます。この件に関して一連のご説明の中で、何かご質問があればお受けしたいと思いますが。

(澤田石部長) 少し説明不足でございましたが、先ほど言った人件費の方の9億3千万円の部分を50%と50%で計算し、PFIの方が35%と65%という形でしたが、これが同じ比率で再計算しますと、調理員の関係だけですが、3億600万円という削減効果額になります。

(吉本委員長) やはり、失礼ですが、PFIで同じご説明を聞くと、この正規職員と臨時職員との兼ね合いで、それぞれの効果が出るか出ないかというか、極端に言ってしまうとそういう部分で。

(澤田石部長) そうですね。やはり臨時の割合が多くなれば、当然、経費が安くなり圧縮されますから、同じように民間の方も下げてはいきますが、まず、私どもが最初に考えて直したのは、最初の可能性調査では、人件費の元々の割合が市の直営とPFIで行う場合と同じでなかった。市の直営でやった方がおのずと人件費が高いわけですから、そこに差が出て、バリューフォーマ

ナーがたくさんあるという形になっていることにびっくりしたわけです。

そこで、同じ割合で仮にやつたらどうなのかということで、バリューフォーマネーはもちろん出てきますが、思った以上に報告書で書いてあるほどではない。

もう一つは、作業上の問題で、先程も言いましたが、新しい調理場の部屋は調理の過程の中でかなり仕切られている。そうすると、私どもの調理場の栄養士というのは4人いますが、実際には場内で調理のために入って管理・監督している栄養士は1人なのです。あとの方は、献立を作ったり、次の食材の購入の手続きをしたり、食育のための準備をしたり、ということをやられていますので、今のウェット方式のワンフロアで物事をされている部分は1人でもカバーできるのですが、細かくされると結果的には目が届かないという状態になるということが一つ言えるという。

(吉本委員長) 最後のページに出ていますが、1万1千食と8千食と、ウェットとドライの、当然、供与する絶対量、対象となる食数が違うわけですが、これは仮に同じ食数を作るにしても、ウェットとドライでは施設としての面積の差が出てくるわけですね。

(澤田石部長) 大きいですね。

(吉本委員長) 当然ね。

(澤田石部長) これはたまたま施設の規模として、今の調理場を使っていますが、人員は新しいドライ方式でしか、これからはできませんので、48人という人数はドライ方式に対応できる人数として計算してございます。

(吉本委員長) そうですか。何かご意見ありませんか。難しい問題ですが。

(佐藤守委員) 最終的にどれくらいの差が出ればという結果になってくるのでしょうか。

(澤田石部長) 実はそこのところが最初から決めがないのです。本来であれば、PFI事業を行うかといった検討から始めるわけで、PFI事業をやるかやらないかという判断は、今、佐藤守委員さん言われたように、最低限、ここまで

の額が出た時にやろう、それ以下だったらやめようとか一つの基準がある  
て然るべきなのですが、苫小牧の場合は、議会議論の中でPFI事業もある  
から可能性調査をして、ということで進んできたものですから、いわゆ  
る市としての判断を持っていないわけです。だから、こここのところが一番  
難しいところなのです。

(吉本委員長) 議会によるPFIの要望では調査及び研究をして、その最終的な目的とい  
うのは、単なるお金のことばかりではないけれども、これから将来を担う  
学校給食センター方式、しかもドライ方式ということを踏まえた上で、議  
会では様々な議員さんがお伺いになって、ともかく、PFIによる調査・  
研究をしたらどうですかということで、ここまでだったらPFIが良いと  
か、あるいは完全に公的な手法でやろうかとか、その辺の考えというのは、  
皆さんがあんお持ちかどうかはわかりませんが、少なくともその過程、  
PFIの調査・研究を望んだ時に議員さんの心の中にはそれぞれの思いが  
あったのだろうと思います。

その出た結論に対しての反応というのも、実は私どもにはよくわからない  
のです。あれは、文教経済委員会でしたか、そういう形で当然の流れだと  
思うのです。苫小牧にも法務局の事例もありますから、PFIはどうな  
かと思われるのも自然ですが、学校給食共同調理場運営審議会の答申は拘  
束されないと言いますが、たまたま、苫小牧地区においての民間の偽装問  
題を含めて、より安全性をということも審議会の答申の中では、受け止め  
ていますけれども。その様々な思いがあって、議会は議会でどういう思い  
かというのは、一つ見えて来ないです。

当然、諸々の中で、それでは理事者側は現時点でどう考えているのか、平  
たく言えば、財政的には負担が軽い方が良いわけですから、それは当たり  
前のことなのですが、ただ、それだけで線引きができるのかどうかという  
ところも、やはり非常に決断しづらい部分、様々な要素が入ってきますが

ら、そこだと思うのです。

では、私ども教育委員会としてはどうなのかと考えても、勿論、これは今、様々な手法が部長さんの方からご説明あったとおりですが、バリューフォーマネーだけ追ってもいいし、文部科学省が進めているのはドライ方式であるということもあるでしょうし、その様々な制約の中で、本当にこの様々な要素を考えながら、直営が良いか、PFIが良いかというところをまだ少なくとも私は結論を出せる立場にはないだろうし、教育委員の他の皆さんもどういうふうに思われるか、非常に難しいところです。

ただ、PFIを施行しようと思えば、ある程度のタイムリミットも近づいていると聞いていますので、そういうことを含めて、やはり理事者側のお考えと言ったら逃げるわけではないですが、どうしても、様々な要素の中にいっぽい財源の問題というのは否定できませんから、子ども達により安心で安全な、しかもかつてはできなかつたことができるような給食センターができればという思いはあるのですが、どうぞ、教育長。

(教育長) 非常に難しい問題だと思っています。ただ、今の状況を考えてみると、給食センターの建て替えを何とか早くしなければならないというのが目前にぶら下がっています。そのある部分で、期限が決まっているのです。そのやりたいという時期の中で改築をするのは、皆さんほぼわかったということになっているのです。

ところが、改築するために財政をどうするのかという部分があるものですから、なるべくそれを抑えたいという問題、ところが財政を抑えるためには、いわゆる中央のPFIを含めて、それを行えば安くなるのではないかということがあるが、一方では地場の方々が入って来られないというところで、北海道・苫小牧の経済の状況を考えた時に、それで良いのかという問題で、財政と裏表の関係があるのです。ここが、非常に理事者等も判断に苦しいところではないか。それに対して、私たちも非常に口に出しにく

いと思っているのです。

一方では、食の安全の問題が出てきて、直営でやっているのに今回、これを見抜けなかつたという問題があるのですが、流れはこれを民間に渡したら、もっと見抜けなくなるのではないかという不安感が非常にあります。そうした調理部門の中で、直営なのか民間なのかという部分を論議しなければならない。

ところが、民間であろうと何であろうと市の栄養士など責任を持つ部分が民間に譲れないものもあるという部分になってくると、何も今と変わらないのではないかという側面もあるのです。そうすると、どこまで民間を入れていくかという問題が出てくる。こうした中で、この前の答申の趣旨というのは、大きく言うと二つしかないのです。一つは直営の方が安全のために望ましい、もう一つは少しでも財政的に落とすために、PFIも視野に入れて検討すべきだという何かどっちなのか何も出ていない答申なのです。いよいよ判断しなければならないのですが、最初に戻ってもう何年度にやるためにには、PFIで最初の部分のアドバイザリー契約を12月の予算の中に入れていかないと間に合わない。直営と言いますか、今まで従来通りであれば、この12月に結論を出さなくても良いのです。

そこで、今、委員さん方にも検討を少し急がなければならぬということ、いかがでしょうかという問題なのです。

(吉本委員長) そういうことですか。

(鈴木委員) これに関しては、こう変えていくという余地はまだあるのですか。

(澤田石部長) 今もお話ししたように、PFIというのは調理を一体化しなければ、削減効果というのは物凄く薄いわけです。そうすると、PFIを行うメリットだけ考えると、建物だけだったらあまり意味がない。その削減効果は落札額によって変わっていくわけで、そうすると従来型の公共工事の発注方法であっても、それなりの削減効果は当然、今までもあるわけですから、そ

ういうことを考えると、PFIというものにそこまでこだわる必要はないのではないかという考え方もあるわけです。

だから、その辺のことを見て、先程も言いましたように、PFIということになると、中々、事業参入者において地域制限ができない、これだけの事業は都市圏の企業が行っているところが多いですから、大体が調理業者も大手、建設業者も大手というような組み合わせをしないと、リスクを建設会社は負いたがらないのです。やはり大手と組むから仮に何かあったとしても、リスクが少なくなるということで、地元の業者が中々組んで行うということは難しいところがある。そのようなことも含めて、今、色々と鈴木委員さんがおっしゃるように、どういう手法で行ったらいいかということを話しているのです。

(教育長) 調理部門とか、職員体制の部分はこれからも論議できるのです。継続でこれからも論議しても構わないのですが、どうしても急ぐのは、アドバイザリー契約をするかどうか、PFIをするかどうかという部分がもう間に合わなくなってきたという問題なものですから、そのことは答申の中でも財政のことを見て、それも視野に入れてと言っているけれども、あれを生かせばPFIということになるのか、いやもう財政も考えていくって、そこをどういうふうにするか。

(澤田石部長) 例えば、PFIの想定の数字なのですが、PFIの場合は仮に行うと毎年約1億7千万円から2億近いお金を支払っていくわけです。それで、今までの公共工事のやり方で行うと起債を借りますから、15年間を3年据置で返していく。すると、今、私どもで試算している部分では、最初の3年間は4千万から6千万円ぐらいの間なのです。これは、元金が入らないで金利だけの支払いです。次の4年目から7年間は4億ぐらいの数字が続くのです。残りの5年間は、だいたい2千万から3千万ぐらいの数字になりますので、一時期を耐えうるのかどうかというところで論議していたので

すが、時期的に沼ノ端クリーンセンターの償還の終わる時期に重なるものですから、今と変わらない状態であるという話を財政当局ともしてござります。そういう意味でも、PFIのメリットというのは、そんなにどうでしようかという感じですけれども。

(吉本委員長) 部長さんのお話にあった建物もさることながら、調理部門でも何かPFIで民間でも色んな人を雇ってやることと、片や公的な職員、正職員と言われる部分の人件費のこともあるし、人数のこともあるのだけれども、どこかに書いてあるのですか、調理についてはPFI事業に含まなくても、民間委託等で削減が可能ということか、これは経費の面だけですよね。

(澤田石部長) はい。

(鈴木委員) これは今日返事をしなければならないのですか。

(澤田石部長) そうではなくて、今回初めて私どもの府内検討委員会の経過も含めて、委員の皆さんに提示資料として、提示してございますので、少し時間を置いてとりあえず、結論を出していただければと思います。

(吉本委員長) 先程からネックとなっていますのは、PFIのアドバイザリー契約が12月とおっしゃっていましたよね。そのことがちょっと気になるので、今日どうこうというわけでなくとも、別途、日を改めても、タイムリミットがいつぐらいなのか、今、12月という情報もありましたが、如何ですか。

(澤田石部長) 現在、我々は補正を上げていますから、アドバイザリー契約の補正を緊急に今月末までには上げていかなくてはならないというのがあるのです。ただ、これは市長部局の方でございます。しかし、PFI事業を建設事業として行った時に、非常にバリューフォーマネーがほとんどないくらい小さいことを考えれば、そういうような分けて物事を考えていく必要はあるのかなと、要は調理の部分というのは、色々、答申の部分もありますし、これからどういう形で本当にその体制として削減効果を見込んでやっていくのかなというところもございますから。

(佐藤郁委員) 最初の頃は何か、PFIはとても良いという感じで私は説明を受けていたのです。それで、ドライ方式はあまり大きな所だと難しいのではないでしょうかと聞いたことがありますまして、ドライでも十分対応できますとご明示いただいたのですが、今、ドライだとすごく手がかかるような方法になりますよね。

(澤田石部長) 逆に今はドライ方式しかできないのです。文部科学省の基準がウェット式ではダメです、ドライ方式でないと新しい調理場はできないということが出ています。

(佐藤郁委員) では、ドライ前提で色々とやっていらっしゃるのですね。

(澤田石部長) そうです。PFIの調査も今までそれと関係なしにドライ方式で調理場は建てますという格好ではきています。

(佐藤郁委員) 私はPFIというのもありますという議員さんの中、どこから出たかわからりませんが、その縮減率なんてよくわかりませんけれども、極端ですよね、10%と15%で中程ぐらいにした方がいいのではないかですか。

(澤田石部長) 報告書が15%で、20%を出しているところもあるので、この平均値ということで15%を出したわけですが、その15%というのは、ほとんどが先進都市ですから本州なのです。そういうことを考えると果たして、北海道で最初からそれだけのバリューフォーマネーの縮減率を見込めるのかというとかなりきついだろうし、仮にやるとして安全性を考えると、やはり平均の下のところで10%が安全なのではないかということで試算しましたのです。

(佐藤郁委員) どんどん今まで気がつかなかつた経費が出てくるということと、PFIでよくわからないのですが、15年経ったら市の管理施設、財産になるということですか。

(澤田石部長) このBTOというのは、15年経たなくても、建物が完成した段階で所有権移転という格好がとれるのです。

(佐藤郁委員) そうですか。

(澤田石部長) もう一つは、法務局が確かそうだったと思いますが、BOTというのがありまして、これが15年の猶予期間・事業運用が終わってから移すというようなところもございますけれども。

(吉本委員長) それでは、学校教育部長さんの方から色々と説明がありましたけれども、今日はここで決めるというよりも、日を改めてこのことに関する臨時委員会の日を設定させていただいて、よろしければその形でどうでしょうか。

(澤田石部長) 今月末に何らかの形の話が出てくる可能性がありますので。

(教育長) 言いたいのは、議会に補正の予算案を出すものですから、12月議会とすると、その方向を市長が示すという時期が来週来るものですから。

(吉本委員長) 来週、つまりアドバイザリー契約をするためには、その辺の議会の進捗状況等わからないものですから、どうですか皆さん、今日ここでこのことに関して少し時間をとるよりも、頭を切り替えて週明けでも良いですし、いかがでしょうか。(一同、日を改めて臨時教育委員会を開催して協議することに同意。)

### 一 次回、臨時教育委員会の日程調整を行う 一

(吉本委員長) それでは、11月27日火曜日、17時30分から臨時の委員会を開くということで、この件については再検討ということでよろしゅうございますか。(一同「はい。」の声)

### 6 その他の事項

特になし。

7 委員会閉会の宣言（吉本委員長） …17時45分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。